



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 11 月 7 日 (木 曜 日) 第 559 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

	頁
告 示	
○保安林の指定 (3件) …………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (4件) …………… (“) 1	
公 告	
○地域森林計画の案の縦覧…………… (森林経営課) 2	
○地域森林計画の変更の案の縦覧…………… (“) 2	
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… (農村整備課) 3	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (“) 3	
病院局企業管理規程	
○病院局職員表彰規程…………… 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6	

告 示

宮崎県告示第 597号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ウバガ谷2928-2、2953-3、2995、2998-1、3000-1、字折立3131、3137、3138

- 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 598号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字丸尾4575、字下ノ内4768-1

- 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 599号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字下り谷5081-1、5087-1、字宇野平5091-1、字上水流5142、5219、5222-1、5223、5231-2

- 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 600号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字銀鏡字大津ヶ野 540-乙
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備えて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 601号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字原田字押建4351-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備えて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 602号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字西谷3768-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備えて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 603号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字嵐田字八反田 840-2、843
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字八反田 840-2・843 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに国富町役場に備えて縦覧に供する。)

公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区 の名称
広渡川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県南那珂農林振興局
- 3 縦覧期間
令和6年11月7日から令和6年12月3日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第5項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了

する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 森林計画区の名目

耳川森林計画区、一ツ瀬川森林計画区、大淀川森林計画区、五ヶ瀬川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県西臼杵支庁

3 縦覧期間

令和6年11月7日から令和6年12月3日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高崎町土地改良区(都城市)から令和6年3月27日付けで申請の

あった定款の変更を認可した。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、押方土地改良区(高千穂町)から令和6年10月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高崎町土地改良区(都城市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和6年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

病院局企業管理規程

病院局職員表彰規程をここに公表する。

令和6年11月7日

宮崎県病院局長 吉村久人

宮崎県病院局企業管理規程第6号

病院局職員表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、病院局の職員(部、課、科、職員で構成される団体等を含む。以下「職員等」という。)の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功績表彰、職務精励表彰、社会貢献表彰及び永年勤続表彰とする。

2 永年勤続表彰は、20年表彰及び30年表彰とする。

(功績表彰)

第3条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員等について、表彰状を授与して行う。

- (1) 病院局の運営等において抜群の功績があったもの
- (2) 職務上有益な発明、発見若しくは考案をし、又はこれらに協力したもの
- (3) 災害を未然に防止し、又は災害に際し危険をかえりみず職務を遂行したもの
- (4) その他功績が顕著であり、かつ、職員等の全体の模範となる行為があったもの

2 功績表彰には、副賞として記念品を付することができる。

(職務精励表彰)

第4条 職務精励表彰は、困難な職務に対し、献身的努力をもって精励した職員等について、表彰状を授与して行う。

2 職務精励表彰には、副賞として記念品を付することができる。

(社会貢献表彰)

第5条 社会貢献表彰は、社会の模範となる、特に善良な行為のあった職員等について、表彰状を授与して行う。

(永年勤続表彰)

第6条 20年表彰は、20年以上在職した職員(病院局長から採用の任命をされた個人(人事交流により県の他部局から引き続き病院局の職員となった者を除く。))に限る。)で勤務成績の良好なものについて、表彰状を授与して行う。

2 30年表彰は、30年以上在職した職員(病院局長から採用の任命をされた個人(人事交流により県の他部局から引き続き病院局の職員となった者を除く。))に限る。)で勤務成績の良好なものについて、表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年7月1日に行う。ただし、病院局長が特に必要があると認めるときは、随時行うものとする。

(職員表彰審査会)

第8条 表彰を審査するため、病院局職員表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の規定による審査の結果を病院局長に報告するものとする。

第9条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。

2 会長は病院局次長を、副会長は県立宮崎病院事務局長をもって充てる。

3 審査員は、県立日南病院事務局長及び県立延岡病院事務局長をもって充てる。

第10条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 審査会の会議は、会長、副会長及び審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第11条 審査会の庶務は、経営管理課において処理する。

（表彰の内申）

第12条 所属長は、所属職員等で功績表彰、職務精励表彰又は社会貢献表彰に該当するものがあると認めるときは、表彰内申書（別記様式）を病院局次長を経由して、病院局長に内申するものとする。

（表彰式）

第13条 表彰式は、経営管理課が主催する。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、職員等の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

別記様式

病院局次長

表 彰 内 申 書

年 月 日

病 院 局 長 殿

所属長 職 氏名

次のとおり病院局職員表彰規程第 12 条の規定により内申します。

職 氏 名 等	職	氏 名	生 年 月 日		勤続年数
			年 月 日 (歳)		年 月
表 彰 理 由	適用規定	病院局職員表彰規程第 条第 項第 号			
	業 績				
勤 務 状 況	成 績				
	出 勤	(過去の病気休職、休暇 年 月 日～ 年 月 日)			
賞 罰	賞罰の名称		受賞等の年月日		賞罰主体
履 歴	年月日	発令事項		年月日	発令事項
歴					

(注) 1 組織等の団体については、職の欄、氏名の欄及び表彰理由の欄のみを記載することとし、職の欄には、団体等の名称及びその職員数を記載すること。

2 功績表彰、職務精励表彰及び社会貢献表彰にあつては、業績を客観的に証する書類等を添付すること。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年10月19日現在次のとおりである。

令和6年11月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,574人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	209,835人

宮崎県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年10月19日現在次のとおりである。

令和6年11月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

都城市選挙区	44,328人
--------	---------